

新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん期間の延長及び 融資あっせん受付等経営相談体制の確保について

令和4年6月30日まで実施することとしている新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん（以下「特別融資あっせん」といいます。）について、区内中小企業者を引き続き支援するため、あっせん期間を令和4年10月31日まで延長します。

あわせて、特別融資あっせんの郵送受付や中小企業診断士による経営相談、コールセンターによる案内などを令和5年2月28日まで実施することとし、引き続き経営相談体制を確保します。

1 これまでの経過

国は、令和2年2月28日、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障をきたしている中小企業者が、市区町村の認定を受けることで、信用保証協会の保証を受け融資を利用できる、セーフティネット保証4号（以下「4号保証」といいます。）を発動しました。

4号保証は当初、令和2年3月2日から6月1日までを指定期間としていましたが、3か月ごとに指定期間を延長しています。

一方、区は、令和2年3月2日から4号保証の認定を開始したほか、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している区内中小企業者の資金繰りを支援するため、令和2年3月4日から国、東京都に先駆け、区が信用保証料の全額補助及び利子の全額補給を行う、区独自の特別融資あっせんを開始しました。産業振興センターに設置している特別融資あっせん窓口では、特別融資あっせんの郵送受付や中小企業診断士による経営相談、コールセンターによる案内などを総合的に行っています。

金融機関から融資が受けやすくなるとともに、信用保証料補助と利子補給が受けられることから、多くの中小企業者は、4号保証の認定と特別融資あっせんを合わせて利用しています。

特別融資あっせんは、当初、受付期間を令和2年5月29日までとしていましたが、感染拡大の影響に伴う区内中小企業者の景況や、国の4号保証の指定期間の延長などを踏まえ、受付期間を段階的に延長し、現在は令和4年6月30日までとしています。

2 特別融資あっせん期間の延長について

4号保証の認定、特別融資あっせんのいずれも、いまだ一定数の事業者が利用し、資金繰りを行っています。

国は、令和4年5月19日、これまで6月1日までとしていた4号保証の指定期間を、令和4年9月30日まで延長することを発表しました。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油をはじめとした原材料など物価高騰の影響により、区内中小企業にとって厳しい経営状況が続くことが想定される中、今後も特別融資あっせんをはじめ、資金調達のための融資あっせんやセーフティネット保証認定書発行、既に区のアっせんにより融資を受けた事業者からの返済条件変更の相談などが寄せられることが見込まれます。

区として引き続き区内中小企業者を支援するため、特別融資あっせん期間を令和4年10月31日まで延長します。

●今後の申請件数等の見込み（令和4年7月から令和4年10月末まで）

	件数（件）
特別融資あっせん	280
緊急支援融資あっせん	280
セーフティネット4号認定	600
セーフティネット5号認定	50

3 融資あっせん受付等経営相談体制の確保について

特別融資あっせん窓口では、特別融資あっせんの郵送受付のほか、緊急支援融資あっせん等区が実施している他の融資あっせんの受付、あっせん書の作成・発行、中小企業診断士による経営相談、国のセーフティネット保証認定書の発行、コールセンターによる相談予約などの電話対応を総合的かつ効率的に行っています。

また、あっせん書の有効期間が3か月間であることから、特別融資あっせんを10月末で終了した後も、金融機関の変更などあっせん書の修正依頼や信用保証料補助等に関する問合せが寄せられることが見込まれます。

今後も、これらの業務を効率的に行い、事業者の資金繰りに関する支援を継続するため、令和5年2月28日まで引き続き現在の体制を確保します。

●融資あっせん受付等経営相談体制

①コールセンター等業務委託

	令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年2月まで
電話受付	4ポスト	2ポスト
郵送等受付	3ポスト	2ポスト
現場管理	1ポスト	1ポスト

②経営改善計画書作成等業務委託

	令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年2月まで
経営相談受付窓口	2ポスト	—（指定管理業務へ移管）
セーフティネット保証認定業務	1ポスト	—（商工相談員業務へ移管）
経営改善計画書作成等業務	3ポスト	2ポスト

4 スケジュール（予定）

令和4年6月 令和4年第2回港区議会定例会（補正予算）
特別融資あっせん期間の延長について区ホームページ等で周知

(参考資料1)

セーフティネット保証4号と港区新型コロナウイルス対策特別融資あっせんの経過

	【国】 セーフティネット保証4号	【区】 特別融資あっせん
令和2年 2月	2/28 指定(6月1日まで)	
3月		3/4 融資あっせん開始(5月29日まで)
4月		
5月	9月1日まで延長	6月30日まで延長
6月		
7月		令和3年3月31日まで延長
8月	12月1日まで延長	
9月		
10月		
11月	令和3年3月1日まで延長	
12月		
令和3年 1月		
2月	6月1日まで延長	
3月		6月30日まで延長
4月		
5月	9月1日まで延長	
6月		令和4年3月31日まで延長
7月		
8月	12月1日まで延長	
9月		
10月		
11月	令和4年3月1日まで延長	
12月		
令和4年 1月		
2月	6月1日まで延長	
3月		6月30日まで延長
4月		
5月	9月30日まで延長	10月31日まで延長

※セーフティネット保証認定書の有効期間が1か月であるため、セーフティネット保証と合わせて利用されることが多い特別融資あっせんの実施期間を、セーフティネット保証の指定期間より1か月長く設定しています。

(参考資料2)

融資あっせん及びセーフティネット保証制度認定件数（令和4年5月18日現在）

（単位：件）

	特別融資あっせん	緊急支援融資あっせん	セーフティネット 4号認定	セーフティネット 5号認定	危機関連保証 (令和3年12月終了)
2020年3月	787	202	89	1	18
2020年4月	1,750	779	1,671	44	349
2020年5月	1,612	687	2,817	69	614
2020年6月	1,336	556	2,348	125	590
2020年7月	351	188	745	69	227
2020年8月	302	137	624	45	114
2020年9月	144	74	409	36	99
2020年10月	125	66	462	36	116
2020年11月	97	63	410	46	100
2020年12月	113	58	424	41	113
2021年1月	80	61	337	31	99
2021年2月	114	83	453	38	92
2021年3月	185	104	908	109	251
2021年4月	94	93	298	33	73
2021年5月	84	81	234	24	67
2021年6月	116	97	237	25	59
2021年7月	66	72	185	23	37
2021年8月	75	69	205	13	51
2021年9月	65	71	188	13	54
2021年10月	75	70	177	24	28
2021年11月	81	82	206	18	43
2021年12月	70	61	166	19	24
2022年1月	48	57	148	13	0
2022年2月	70	68	213	15	0
2022年3月	87	67	235	18	0
2022年4月	51	50	133	10	0
2022年5月	34	26	72	9	0
合計	8,012	4,022	14,394	947	3,218